

<声明> 教育への政治介入である「教育基本条例案」と、
公務員を一部の奉仕者にする「職員基本条例案」の議会への提案をやめて下さい

4月の大阪府議会選挙で、橋下知事が代表を務める「大阪維新の会」が過半数の議席を獲得しました。暮らしをよくしてほしいという思いを「維新の会」の候補者に託した府民が多かったのでしょうか。

大阪では、いま、憲法と民主主義をふみにじる事態が、次々と起こっています。橋下知事と「維新の会」は、5月府議会で、君が代斉唱起立条例を、たった一日の討論で決めてしまいました。多くの府民や、全野党会派も「条例で決めるべき問題ではない」と反対したにもかかわらず、「維新の会」が数の力でおしきった暴挙です。神奈川県知事は、「強制されて国歌を歌うのは本当の愛国の気持ちではない。」と、橋下知事のやり方に批判をしています。外国でもこのような強制は認められていません。

9月議会には、「起立しない教員は処分する。」という教育基本条例を決めようとしています。府民からは「処分までは、やりすぎだ」という声が上がっています。橋下知事の「教育は2万%強制だ。」という知事の姿勢を表しているのでしょうか。

今学校に必要なことは、先生が足りない状況を改善すること、子供たちがゆったり勉強できるように一学級の人数を少しでも減らすことです。橋下知事にはそういうところで知事の役割を果たしてほしいと思います。

「教育基本条例案」は、教育行政の一般行政からの独立という戦後教育行政の重要な原則を放棄し、知事をトップとする一般行政化をはかろうとするものです。橋下知事は教育に民意が反映されないことをあげています。しかし、戦後教育は政治の教育への関与を基本的に否定し教育についての民意を反映させるために公選制で出発した教育委員会制度を、任命制に切り替え、民意を反映させにくくしてきた現行の教育委員会のあり方が問題なのです。2006年に安倍政権が強行した、平和憲法に基づく教育基本法を改悪したときですら、「教育は、不当な支配に服することなく」おこなわれるべきといわざるをえなかったのです。

「君が代」・「日の丸」が、軍国主義、侵略戦争のシンボルとされてきた歴史があります。また、「君が代」の歌詞は「天皇がおさめる国がいつまでも栄えますように」という意味で、今日の主権在民とは相容れないものです。国民の間でも「君が代」「日の丸」には、さまざまな考えや意見があります。国旗・国歌法が制定されたときの小渕首相も野中官房長官も「強制や義務づけはしない」とくり返し答弁したのです。強制は、思想や良心の自由という、憲法で絶対的に保障されている国民の権利を侵害するからです。心の持ち方まで条例でおしつけ、さらに権力者の言うとおりにしなければ処分までするというのは、思想や良心の自由の侵害であり、憲法違反です。「維新の会」が明らかにした条例案は、憲法と教育のあり方を根本からふみにじるものです。

教育委員会の人事・監督権限に府議会が介入しようとすることは、教育行政への政治介入を強めるものです。教育活動が、人格の完成という内心にも関わる営みであるだけに、権力的介入は許されるものではありません。教育を受ける権利や学問の自由を定めた憲法26条や23条に違反することを知っておくべきです。

「職員基本条例案」は、政治的中立性や行政の公共性、継続性を確保し、住民のいのちとくらし、安全を守る職務を遂行するための現行の公務員の身分保障のあり方を根底から否定し、特定の政治路線に従わなければ解雇も可能にしようとするものです。憲法15条は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と明記しています。

「大阪維新の会」は、「教育基本条例案」と「職員基本条例案」を9月の府議会と大阪市議会、11月の堺市議会に提出すると発表しました。

これらの条例案が憲法や地方公務員法をふみにじり、公教育制度や地方公務員制度に重大な問題をもたらすものであることから、条例案の議会への提出をやめるよう強く求めます。

2011年9月5日

日本科学者会議大阪支部幹事会